

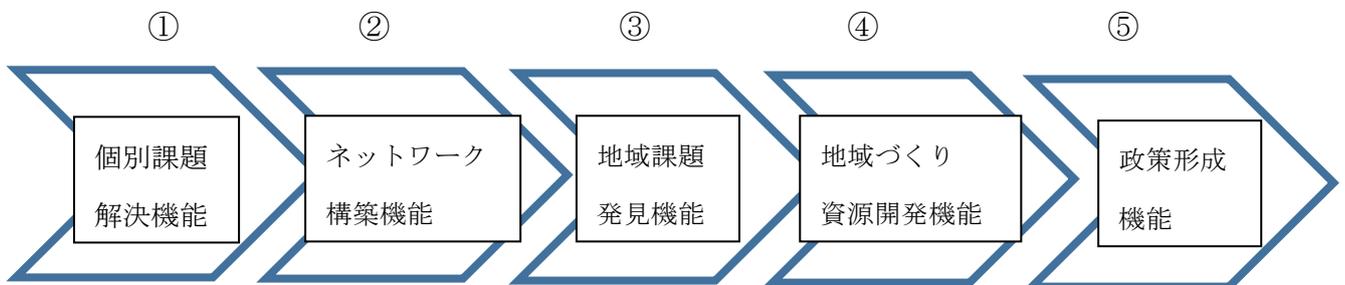
### 【地域ケア会議】

市町村は、介護保険法第 115 条 48 第 1 項の規定により、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議（地域ケア会議）の設置に努めなければならないとされています。

### 【地域ケア会議の目的】

- (1) 個別ケースの支援内容の検討を通じた
  - ① 地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
  - ② 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワーク構築
  - ③ 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の解決
- (2) 地域づくり、資源開発並びに政策形成など、地域の実情に応じて必要と認められる事項

### 【地域ケア会議の機能】



- ① 個別ケースについて多職種で検討を行うことにより、対象者の課題解決を支援する。
- ② 地域の関係者の相互連携を深める。
- ③ 個別ケースの背後に同様のニーズを見出し、地域の現状等を総合的に判断して解決すべき地域課題を明らかにする。
- ④ 必要な地域資源を地域で開発していく。
- ⑤ 市町村による地域に必要な施策や事業の立案・実施につなげる。

<平成 30 年度の開催で抽出された地域課題>

- ① 近くに通いの場やサロンがない、あるいは遠い。
- ② 車がなくなると代わりの交通手段が少ない（バスの本数が少ない）
- ③ 自分が作った作品を展示できるところがほしい